

# 令和6年度

## 大阪府農薬管理指導士 研修受講案内

### 養成研修

#### ■受講申込み期間

令和6年 12月 2日(月) 9時から  
令和6年 12月26日(木)17時まで

#### ■研修開催日(研修動画配信期間)

令和7年 1月14日(火) 9時から  
令和7年 2月 7日(金)17時まで

#### ■研修場所

インターネットにて動画配信  
※視聴URLは後日案内します。

大阪府環境農林水産部農政室

## 1 開催概要

日時:令和7年1月14日(火)から2月7日(金)まで

場所:インターネット配信(視聴URLは受講申し込みされた方へ後日案内します。)

## 2 受講資格 (分類ごとの要件をすべて満たす者)

分類	受講要件
農薬販売者	・満18歳以上で、農薬販売に概ね2年以上従事している。 ・勤務地が府内にある。
防除業・ ゴルフ場	・満18歳以上で、農薬による防除に概ね2年以上従事している。 ・勤務地が府内にある。 (ただし、植物検疫くん蒸者若しくは航空機を利用して農薬散布を行う防除業者及びその従業員を除く。)
農業指導者	・満18歳以上で、農薬の使用や指導に関する実務経験が概ね2年以上の府内農業者で、下記①②のいずれかに該当する者。 ①農薬適正指導に関して指導的立場にある者 ②これから概ね1年以内に指導的立場になろうとする者 ・満18歳以上で、農業における府内農薬指導者に対して指導・助言を行なっている府内団体等の構成員、従業員。(経験年数不要)
毒物劇物取扱 責任者有資格	・満18歳以上で毒物劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有する者(一般毒物劇物取扱者試験、または農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格した者等) ・府内に在住、もしくは勤務地等(在学含む)がある者

## 3 研修科目 (変更となる場合があります。)

1. 農薬一般
2. 農薬の安全使用
3. 農薬の適正使用について
4. 大阪府における農業用ドローンによる農薬散布について

上記内容に関する試験を実施し、合格された方を認定します(試験結果は別途連絡)。

研修を受講した後、試験の答案を提出していただきます(提出期限:令和7年2月7日(金)17時)。期限内に提出のない場合は認定することができませんので、ご注意ください。

## 4 受講申し込み期間

令和6年12月2日(月)9時 ~ 令和6年12月26日(木)17時まで

## 5 受講手続

大阪府行政オンラインシステムからお申し込みください。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/7e404318-8f5c-4b64-a7fc-c3ea7a73c9ef/start>



←こちらのQRコードからもアクセスできます。

※上記サービスが利用できない場合は、下記の【提出書類】を【連絡先】へお送りください。

#### 【提出書類】

##### (1) 農薬管理指導士養成研修受講申込書

※研修に関する連絡をメールでお送りします。申込書には必ず連絡のとれるメールアドレスを記載ください。

##### (2) 添付書類

本事業と同種の事業により認定を受けている場合、及び毒物劇物取扱責任者有資格で受講する場合は、その認定証・合格証の写し

※添付書類は写しをPDFデータ等によりお送りください。

#### 【連絡先】

大阪府 環境農林水産部 農政室推進課 病害虫防除グループ  
〒583-0862 羽曳野市尺度442(大阪府立環境農林水産総合研究所内)  
TEL:072-957-0520

メール:[byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※メールにて提出する場合は、標題に「農薬管理指導士養成研修受講申込書」と記載してください。

※お申し込み後、令和7年1月10日(金)までにこちらから受講案内メールが届かない場合はお電話ください。

## 6 受講にあたり準備するもの

○研修は受講期間内に各自で動画(各項目ごと15分程度)を視聴していただきます。

○PCなど動画を視聴できる環境を確保しておいてください(スマートフォンでも視聴可能ですが、通信量に注意してください)。

○動画は期間内であれば何度でも繰り返し再生できます。

○「**農薬概説2024**」(一般社団法人日本植物防疫協会発行)

・農薬の適正使用について必要な内容が網羅されている参考書です。各自でご準備ください。

・店頭で販売していない場合は「書店を通して注文」もしくは「一般社団法人日本植物防疫協会」に直接注文して購入してください。

## 7 認定証の交付

農薬管理指導士に認定された方には、後日「認定証」を交付します。

研修終了後、2ヶ月以上経過しても認定証が届かない場合は上記まで連絡してください。

**今年度より、認定証について、電子化推進のため基本的に電子メール等による電子交付(PDF)を行うこととなりました。PDFはご自身で印刷等可能です。なお、希望者には昨年までと同様に紙の認定証を郵送いたしますので申込時に選択してください。**

補足:実施要項改正により本年度から電子でも紙でも認定証は知事公印省略となります。ご了承ください。